

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注	注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準を満たさない場合	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 ()	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100		+5/100
		3,438 単位)						
	要支援2 ()							
	6,948 単位)							
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 ()							
	3,098 単位)							
要支援2 ()								
6,260 単位)								
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	要支援1 ()							
	423 単位)							
要支援2 ()	529 単位)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			1日につき 30単位を加算)					
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))					
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 450単位を加算)					
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)					
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算()	(1月につき +100単位)						
	(2)生活機能向上連携加算()	(1月につき +200単位)						
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))					
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)					
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算()	(1月につき 750単位を加算)					
		(二) サービス提供体制強化加算()	(1月につき 640単位を加算)					
		(三) サービス提供体制強化加算()	(1月につき 350単位を加算)					
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 25単位を加算)					
		(二) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 21単位を加算)					
		(三) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 12単位を加算)					
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×102/1,000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×74/1,000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×41/1,000)						
ラ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×15/1,000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×12/1,000)						
リ 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×17/1,000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計					

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入